

1. 幕府圀飯の意義

* 圀飯とは「人を饗応する膳部の一。圀に高く盛った姫飯のほかに、副食物や杯酒を添えた饗饌。宮廷の恒例・臨時の諸行事に朝臣たちにふるまわれた。」（『平安時代史事典』）

→もともとは正月に限定されない朝廷社会の慣行…幕府へ導入され、やがて正月儀礼として定着

→圀飯は家人が主人へ献上した後、その場に集う人々に分配された【史料1】…主人の慶事に集った人々の飲食物となった

→主人は食さない？…傍輩（仲間）関係を確認するための饗応？

* 治承4年（1180）12月20日、頼朝の新造邸において三浦義澄が圀飯を献上【史料2】

→幕府圀飯の初見事例…頼朝挙兵に応じて討ち死にした父義明の顕彰の一つ

→圀飯献上後、酒宴が催された…頼朝と御家人たちがともに義澄の圀飯を食した

→幕府圀飯（将軍へ献上する圀飯）は、傍輩関係および主従関係を確認するための饗応

2. 常胤の圀飯

* 治承5年（1181）正月1日、常胤が年始圀飯を献上【史料3】…幕府最初の年始圀飯

→「三尺の鯉魚を相具し、また上林下若その員を知らず」…贅をこらす性質が濃い圀飯の特色を反映【史料4】

→醍醐寺の場合、醍醐寺に属する荘園が総体として圀飯を支えた【史料5】…常胤も自分の所領から圀飯の材料を集めたと考えられる

→鯉だけでなく鮭もふるまわれた？【史料6】

* 年始圀飯は、幕府が無事に新年を迎えられたことに対する祝意を表明するための饗応

→幕府圀飯の担当者（沙汰人）は常に一度につき一人＝全御家人を代表して祝意を表明

→治承5年の年始圀飯とは、発足間もない幕府の最初の新年を祝う饗応であり、常胤は全御家人の代表者としてこれを務める荣誉に浴した

→建久4年（1193）まで年始圀飯は常胤が独占…そのほか、新御所移徙の圀飯（治承5年6月13日）、新造公文所吉書始の圀飯（元暦元年〈1184〉10月6日）を務める

* 常胤が年始圀飯を独占できた要因

→①頼朝から准父として尊崇されたこと【史料7】

②老体での従軍奉公の実績【史料8】…頼朝が常胤を御家人の代表者と認める理由が語られる

→①・②のうち、最も重視されたのは老体＝年齢の要素…治承5年時の常胤は64歳

→前近代では加齢自体が当然でない僥倖を意味した…先行き不透明な幕府の新年の門出を祝うべき人物は、長命という僥倖に恵まれてきた人物（常胤）こそがふさわしい

〈参考文献〉

高橋秀樹「三浦介の成立と伝説化」（同『三浦一族の研究』吉川弘文館、2016年、初出2003年）

桃崎有一郎「中世武家礼制史の再構築に向けた鎌倉幕府圀飯儀礼の再検討」（遠藤基郎編『年中行事・神事・仏事』竹林舎、2013年）

「鎌倉幕府圀飯儀礼の変容と執権政治」（『日本史研究』613号、2013年）

盛本昌広「鎌倉幕府圀飯の負担構造」（同『日本中世の贈与と負担』校倉書房、1997年、初出1995年）

【史料1】『小右記』寛和元年（九八五）四月三十日条

女房衝重廿（二十）前内蔵属保実、男方塙飯内膳典膳敦頼、（中略）また屯食四具惟明朝臣・右近将監貞理・右衛門尉幾忠・内蔵属連雅等也。所々に分け給わしむ。

※記主藤原実資の娘の出産三日目の産養の記事。「男方塙飯」を献上した菅原敦頼は実資の家人。

【史料2】『吾妻鏡』治承四年（一一八〇）十二月二十日条

新造御亭において三浦介義澄、椀飯を献ず。その後、御的始有り。この事兼ねて沙汰無しと雖も、公長の両息殊に達者たるの由、聞こし食さるるの間、件の芸を試させめ給う。酒宴の次を以て当座に仰さると云々。

【史料3】『吾妻鏡』治承五年（一一八一）正月一日条

卯剋、前武衛（源頼朝）、鶴岡若宮に参り給う。（中略）次に法華経供養。御聴聞の事終わり、還御の後、千葉介常胤、椀飯を献ず。三尺の鯉魚を相具し、また上林下若その員を知らずと云々。

【史料4】『小右記』寛仁二年（一一〇一）十一月二十日条

今日、宰相（藤原兼隆）、塙飯を殿上に出す。蔵人頭左中弁経通、調べ備うる所なり。極めて豊贍と云々。殊に菓子六十合を調う。

【史料5】『醍醐寺文書』建保三年（一一二五）六月十二日付成賢拝堂饗膳支配注文案

来月五日座主（成賢）御拝堂の饗膳支配の事
合

六本立饗二前

懸盤饗八前

預所法橋上座定延の時

已上牛原北庄

六本立饗二前

懸盤饗八前

預所法橋執行寺主厳円の時

已上牛原南庄

預所都維那実縁の時

懸盤饗十二前

柏原庄

預所権上座禅忠

机饗十七前（菓子追物無し）

中夾庄

八

預所因幡上座厳淳の時

机饗十七前（同）

大野木庄

（下略）

【史料6】「櫛木文書」大治五年（一一三〇）十二月日付下総国司庁宣案

庁宣す 相馬郡司

早く権介平経重の寄せ文の四至に任せ、地利上分をもつて伊勢太神宮の供祭料たるべき事

右、経重の寄せ文を得るに俾わく、相馬郡は経重相伝の□地なり。これ神威を募らんがため、傍例に任せ、永く伊勢太神宮に寄せ奉る。地利上分ならびに土産の鮭等をもつて供祭物に備え奉るべし。下司職に至りては、経繁の子孫をもつて相違無く相伝せしむべしてえり。寄せ文の理に任せ、奉免すること件のごとし。もつて宣す。

大治五年十二月 日

守

領使権守藤原朝臣在判

【史料7】『吾妻鏡』治承四年九月十七日条

広常の参入を待たず、下総国に向かわしめ給う。千葉介常胤、子息太郎胤正・次郎師常（相馬と号す）・三郎胤盛（武石）・四郎胤信（大須賀）・五郎胤道（国分）・六郎大夫胤頼（東）・嫡孫小太郎成胤等を相具し、下総国府に参会す。従軍三百余騎に及ぶなり。常胤、先ず囚人千田判官代親政を召し覽ず。次いで駄餉を献ず。武衛（頼朝）、常胤を座右に招かしめ給い、須く司馬（常胤）をもつて父となすべきの由仰せらると云々。

【史料8-1】『吾妻鏡』元暦元年（一一八四）十一月二十一日条

俊兼、御前に参り進む。而るに本より花美を事となす者なり。只今殊に行粧を刷う。（中略）武衛（頼朝）、これを覽じ、俊兼の刀を召す。即ちこれを進らす。自ら彼の刀を取り、俊兼の小袖の妻を切らしめ給いて後、仰せられて曰く、汝才幹に富むなり。蓋ぞ儉約を存ぜざるや。常胤・実平の如きは清濁を分たざるの武士なり。所領と謂うは、また俊兼に双ぶべからず。而るに各々衣服以下餽品を用い、美服を好まず。故にその家富有の聞こえ有り。数輩の郎従を扶持して、勲功を励まさんと欲す。汝財産の費ゆる所を知らず。太だ過分なりと云々。

【史料8-2】『吾妻鏡』元暦二年（一一八五）三月十一日条

参州（源範頼）の御返報を遣わさる。（中略）また関東より差し遣わさるる所の御家人等皆悉く憐愍せらるべし。就中、千葉介常胤、老骨を顧みず、旅泊を堪え忍ぶの条、殊に神妙。傍輩を抜き、賞翫せらるべき者か。凡そ常胤の大功においては、生涯更に報酬の由を尽くすべからずと云々。